

新たな総合計画と部門別計画・個別計画との関係について（案）

総合計画と部門別計画・個別計画（以下「部門別計画等」）とは、県の基本目標実現のため、各計画が担う役割のもとに策定・推進してきているが、新たな総合計画の策定年度、計画期間、計画の記載範囲が変わることから、現段階で以下のとおり、改めて基本的な考え方を整理することとしたい。

1 総合計画と部門別計画等の定義について

- (1) **総合計画**：県の最上位計画で、県の政策分野全般を包括的、統合的、横断的に捉え、理念・方向性・主要政策を示した計画
- (2) **部門別計画**：各部局において策定する上位的位置付けの計画で、総合計画のもと、各政策分野において取り組む施策・取組を具体的に示した個別計画を包括する計画又は単独の計画
- (3) **個別計画**：各部局において策定する計画で、各政策分野において取り組む施策・取組を具体的に示した部門別計画に連なる又は単独の計画

2 総合計画と部門別計画等の整合性の確保

(1) 計画内容について

総合計画で示すこととなる次の内容は、部門別計画等と整合性を図る。

なお、今後の策定過程において、県民や県議会等の意見によっては内容変更となる場合もあり得る。

- ①基本目標
- ②県づくりの柱
- ③政策分野別の基本方向
- ④主要施策（指標）

(2) 計画期間・策定期期の取扱

新たな総合計画の計画期間は10年間を予定しており、部門別計画等の策定・改定にあたっては、原則、国の定め等がない場合は、総合計画の期間と整合性を図る。

(3) 計画期間及び目標年度が異なる場合の取扱

部門別計画等が法定計画である場合や部門別計画の策定を受けて個別計画を策定する場合など、新たな総合計画の計画期間（R3年度～）と計画期間が異なる場合は、総合計画と部門別計画等との間で目標値（主要指標）の齟齬が生じないようにする。

なお、年度単位での進行管理が必要となることから、原則、目標値の設定は、現行どおり年度別で設定することを想定。

【参考：新たな総合計画と部門別計画等との関係イメージ】

